

市老人医療費助成(垣老)・市心身障害者医療費助成

医療費受給者証の更新

市老人医療費助成制度(垣老)と市心身障害者医療費助成制度の受給者証が、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

各制度の対象者(下表)には、新しい受給者証を6月20日ごろに郵送します。なお、対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報が見えなくなるように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。



助成制度名	対象者
市老人医療費助成(垣老)	69歳(昭和21年7月2日~22年6月1日生まれ)の人 ※70~72歳の人には、7月20日ごろ郵送します ※本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの、市民税非課税の人

いずれか選択を

国民健康保険料の納付方法

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65~74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

◆現在、納付書で納付している人

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

◆口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

【持ち物】①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③被保険者証、④納付書

年金引き落とし 口座振替

《問合せ》 窓口サービス課国民健康保険グループ(☎47-8132)

ご存知ですか 固定資産税の減額制度

次の①②③の改修工事を行った場合、翌年度の家屋の固定資産税が減額されます。適用要件、減税額などはそれぞれ異なり、改修工事が完了した日から原則3か月以内に申告してください。

申請方法など詳しくは、市HPまたは課税課(☎47-8178)へ。

大垣市 固定資産税 減税 [検索](#)

- ①昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合
- ②新築された日から10年以上経過した住宅(改修工事が平成28年3月31日までに完了した場合は、平成19年1月1日以前に建てられた住宅)について、高齢者や障がい者などのための一定のバリアフリー改修工事を行った場合
- ③平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、窓や天井などの断熱改修工事など一定の熱損失防止改修(省エネ改修)工事を行った場合

市民税・県民税納税通知書を送付

平成28年度市民税・県民税税額決定納税通知書を、6月7日(予定)に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収(自分で納付する)分と公的年金からの特別徴収(年金からの引き落とし)分です。

なお、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)分については、勤務先へ送付しましたので「平成28年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先から受け取ってください。

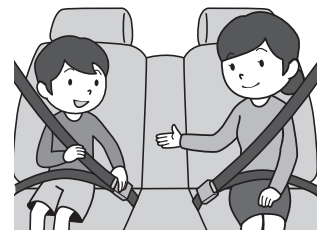
詳しくは、課税課市民税グループ(☎47-8179)へ。



6月 シートベルト・チャイルドシート 着用強調月間

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時の被害の防止や軽減に欠かすことができません。



- 運転者は、同乗者全員のシートベルト着用を確認
 - 同乗者は、後部座席でも必ずシートベルトを着用
 - 6歳未満の子どもには必ずチャイルドシートを着用
 - 家庭や学校、職場で、正しい着用を呼びかける
- 交通事故の被害防止や軽減を図るため、正しいシートベルト、チャイルドシートの着用を徹底しましょう。詳しくは、生活安全課(☎47-7386)へ。

環境美化にご協力ください!

マナーを守り まちを美しく

市は、市民の皆さんのご協力により、清潔で美しいまちづくりを進めています。

ただ、ごみが落ちていたり、雑草が生い茂っていたりする場所も見受けられます。一人ひとりの心がけで日ごろから美しいまちを保ちましょう。

▷空き缶・たばこの吸い殻などのポイ捨てはやめ、指定場所に捨てるか、持ち帰りましょう。

▷土地の所有者・占有者・管理者は、雑草が生い茂らないよう、定期的に草取り・清掃をしましょう。



犬のフンの後始末を!

大切な愛犬もマナーを守らずに飼うと、周囲の人に迷惑をかけてしまうことになります。

お互いが快適に暮らし、まちの景観を保つためにも、マナーを守りましょう。

▷放置された犬のフンは、誰もが不快に思うものです。犬を散歩させるときには、飼い主が必ずフンを持ち帰りましょう。



《問合せ》 環境衛生課(☎47-8571)